

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市水路条例(平成3年条例第30号)第4条第1項	行為の許可	河川課

- 1 審査基準は、次のとおりとする。  
次に掲げる要件に該当する行為は、すべて許可する。  
ア 建築物の建築等水路の維持管理上支障があると認められる行為を目的とするものでないこと。  
イ 行為をしようとする水路が農業用として使用されている場合にあつては、土地改良区等から管理外施設（土地）使用の回答若しくは排水放流の許可又は行為に対する同意を得ていること。
- 2 標準処理期間は、10日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。